

【アンケート調査票】

＜北区長の退職金に関するアンケート＞

問1 あなたの年齢を教えてください。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 |
| 4. 40～49歳 | 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 |
| 7. 70歳以上 | | |

問2 あなたの性別を教えてください。

- | | | |
|-------|-------|----------------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 1・2にあてはまらない |
|-------|-------|----------------|

問3 あなたの職業を教えてください。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 会社員（公務員・団体職員含む） | 2. 自営業・自由業（開業医・作家など） |
| 3. 非常勤・派遣職員（パート・アルバイト含む） | |
| 4. 学生 | 5. 無職 |
| 6. その他 | |

【区長退職金の性質と支払い方法について】

区の一般職員（公務員）の退職金は、民間事業者の職員と同様に、退職時に支払われております。退職金は、退職時までの勤続年数や在職中の功績などに応じて額が決められ、退職後の生活保障などを目的として支払われることが一般的です。

現在、選挙によって選ばれる区長に対しても、条例に基づき、任期が終わる際に退職金が支払われていますが、区長退職金の性質や支払方法について、以下の問いにお答えください。

問4 区長へ支払う退職金は、どのような性質が適切と考えますか？（複数回答可）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 任期中の勤続に対する報酬（一般的な退職金の考え方） |
| 2. 功績に対する報酬（在職中の功績、功労に対して支払うもの） |
| 3. 生活保障としての報酬（退職後の生活保障を目的に支払うもの） |

問5 多くの自治体において、市区町村長の退職金は、1期4年の任期ごとに支払われています。北区長の退職金も同様に1期4年の任期ごとに支払われていますが、この支払方法をどのように考えますか？

1. 現状のままでよい（再選した場合も現在の退職金額を任期ごとに支払う）
2. 再選した場合にも任期ごとに支払うが、2期目以降の金額は変更した方がよい
3. 再選した場合には任期ごとに支払わず、最後の任期終了時に支払う方がよい

【退職金の額について】

区政全般にわたる責任者であり、区役所の代表者として職務を執行する区長には、条例に基づき、1期4年の退職金として約2,300万円が支払われます。

《参考》条例に定める北区長の退職手当算出方法

（1年につき）退職日の給与月額×500/100＝1,162,000円×500/100＝5,810,000円

（1期4年の場合）5,810,000円×4年＝23,240,000円

※現在の区長の任期（令和5～9年）に対する退職金は、特例条例により支払わないことにしました。

なお、特別区23区における区長退職金の平均支給額は約2,026万円（最高額約2,700万円、最低額約1,500万円）となっており、各区の条例に基づいて支払われますが、区長の退職金の額や決定方法について、以下の問いにお答えください。

問6 条例で定める区長の退職金の額について、どう思いますか？

1. 低いと思う
2. 妥当な金額だと思う
3. 高いと思う

問7 北区では、東京都北区特別職報酬等審議会において、人事院勧告や他自治体の金額等を参考にしたうえで、外部の専門家の意見を踏まえ、特別職の報酬等を決定し、条例で定めています。この決定方法についてどう思いますか？

1. 妥当である
2. 変更すべきである
3. わからない

アンケートは以上となります。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。